

ENEOS Power

蓄電池逆潮流特約 契約約款

2026年6月1日 実施

ENEOS Power株式会社

1 概 要

この蓄電池逆潮流特約契約約款（以下「この約款」といいます。）は、当社が提供する、蓄電池の逆潮流に関する契約（以下「逆潮流契約」といいます。）の内容および適用条件等を定めたものです。なお、この約款に基づく逆潮流契約は、当社が定める「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」（以下「買取約款」といいます。）に付帯するものであり、この約款の適用を受けるお客さまには、当社の承諾を前提として、この約款に加えて、4（契約の内容）に定める制御契約も自動的に適用されるものといたします。

2 定 義

次の用語は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。そのほか、買取約款に定義される用語は、この約款においても同様の意味で使用いたします。

(1) 逆 潮 流

電力が一般送配電事業者の維持・運用する送配電設備へ流れることをいいます。

(2) 逆 潮 流 電 力

一般送配電事業者が維持・運用する送配電設備へ流れる電力をいいます。

(3) 需 給 契 約

当社が定める「ENEOS でんき約款」に基づく電気需給契約をいいます。

(4) 対 象 プ ラ ン

需給契約のうち、別表に定める契約種別をいいます。

(5) 需 給 調 整 市 場

一般社団法人電力需給調整力取引所が運営する需給調整市場をいいます。

(6) 容 量 市 場

電力広域的運営推進機関が運営する容量市場をいいます。

(7) 環 境 価 値

次の各号を総称していいます。

イ エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、非化石電源比率算定時に計上できる価値およびこれを有する電気を取引する際に付随するすべての環境価値

ロ 省エネルギー機器の導入や森林経営等の取り組みによる、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を、クレジットとして日本国が認証する制度に基づいて認証された環境価値

3 契約の成立

- (1) 逆潮流契約は、お客さまが6（適用条件）の各項に定める条件をすべて満たしていると当社が判断し、お客さまの逆潮流契約の申込みを当社が承諾した日（以下「適用開始日」といいます。）に成立いたします。
- (2) 当社は、当社所定の審査に基づき当社の裁量で、お客さまの逆潮流契約への申込みを承諾しないことがあります。なお、これによりお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものといたします。

4 契約の内容

- (1) 逆潮流契約は、お客さまが、蓄電池の製造者等（以下「メーカー」といいます。）、販売事業者もしくは住宅メーカー等（以下総称して「販売者」といいます。）からの購入、または蓄電池を所有する者（以下「賃貸者」といいます。）とのリース契約等その他当社が認めた方法（以下「販売・リース等」といいます。）によって、お客さまの需要場所に設置する蓄電池およびそれに付随する設備（以下総称して「蓄電池」といいます。）を対象に、蓄電池の遠隔制御に関する契約（以下「制御契約」といいます。）に係る当社が定める「蓄電池制御特約契約約款」（以下「制御約款」といいます。）及びこの約款に基づいて当社が逆潮流を行うことを内容とするものです。お客さまは、逆潮流契約の締結をもって、この約款に定める条件に従い、当社の判断による逆潮流を許諾するものとします。

- (2) 当社は、国・地方自治体（経済産業省やその他の官公庁を含む）の補助金要件に伴う制御要請、電力広域的運営推進機関もしくは一般送配電事業者による要請、電力の需給ひっ迫状況（下げDR）、再エネ出力制御対策時（上げDR）、需給調整市場等における調整力の調達状況、容量市場等が定める発動指令、お客さまの電力需要状況その他の状況等を考慮して、当社の任意の判断に基づき、当社が任意で定める日付および時間帯に、本件制御により、蓄電池の充放電および待機運転等の動作を遠隔で設定することがあります。また、このとき、蓄電池から電力系統へ電力を逆潮流放電させることがあります。
- (3) 当社は、本件制御または逆潮流の実施にあたり、システムの開発および運営等を行う第三者（以下「サードベンダー」といいます。）またはメーカーが提供する蓄電池制御サービスを利用することがあります。

5 適用期間

逆潮流契約の適用期間は、適用開始日から買取約款に基づく電力買取契約（以下「買取契約」といいます。）の契約期間満了日までといたします。ただし、9（解約等）により逆潮流契約を解約する場合は、原則として9（解約等）(5)に定める解約日までといたします。

6 適用条件

逆潮流契約の適用条件は、以下のとおりといたします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 日本国内に住所がある個人または日本国内において事業活動を営んでいる法人もしくは個人事業主であること。
- (2) 当社と需給契約を締結したうえで、別表に定める対象プランを契約して電気の供給を受けていること。
- (3) 適用開始日時点で蓄電池を導入する住居における太陽光発電設備が再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく買取期間の満了を迎えていること。

- (4) 当社と買取契約を締結していること。
- (5) 制御約款に基づく制御契約を当社と締結していること。
- (6) 販売・リース等に基づいて、お客さまの需要場所に当社が指定する蓄電池が設置されており、逆潮流可能な状態であること。
- (7) 蓄電池からの逆潮流によりお客さまが発電側課金制度の対象とならないと当社が判断できること。

7 買取契約の要件読み替え

逆潮流契約を締結するお客さまにつきましては、買取約款「Ⅱ 買取契約申込み」における「6 買取契約の要件」のうち、(7)「蓄電池、エネファーム等の発電設備からの逆潮流がないこと。」を、(7)「エネファーム等の発電設備からの逆潮流がないこと。ただし、蓄電池逆潮流特約契約約款に基づく逆潮流は除きます。」と読み替えます。

8 承諾事項

- (1) お客さまは、以下の事項を承諾したものとみなします。
- (2) 蓄電池からの逆潮流電力を、買取約款に定める買取電力および買取契約の規定に準じて、当社が買い取ること。なお、蓄電池からの逆潮流電力には、電力系統から蓄電池に充電された電力を逆潮流させたものも含むものとしします。
- (3) 蓄電池からの逆潮流の許可に関する設定（以下「逆潮流設定」といいます。）は、当社または当社指定の事業者が実施し、お客さまは、当社の承諾なしに逆潮流設定を変更することができないこと。なお、この定めは逆潮流の実施を含む充放電、および待機運転等の蓄電池動作の設定について規定するものではありません。
- (4) 当社が、蓄電池からの逆潮流電力を容量市場、需給調整市場等の各種電力市場において需要抑制や周波数調整等の用途に活用すること、および当該活用にあたって蓄電池を各種電力市場に電源として登録すること。
- (5) 今後、法令等の新設または改正によって、蓄電池からの逆潮流電力に環

境価値に関する権利を取得できるようになった場合、この権利については当社に帰属すること。

- (6) 蓄電池からの逆潮流の実施に際し、一般送配電事業者による分電盤内のサービスブレーカーの撤去工事が必要となる場合があり、この場合にはお客さまが当該工事の費用を負担すること。
- (7) 一般送配電事業者の維持・運用する配送電設備に影響を与える発電者の発電設備（蓄電池を含みます。）の全部または一部の変更をお客さまが希望する場合には、あらかじめその旨を当社に申し出ること。
- (8) 他社が提供する発電設備からの電力買取サービス（以下「他社買取サービス」といいます。）への申し込みを行う場合（当社との買取契約の解約を伴うものに限ります。）には、あらかじめその旨を当社に申し出ること。

9 解 約 等

- (1) 転居等、お客さまの都合により逆潮流契約を解約する場合、お客さまは、解約を希望される日を定めてあらかじめ当社に通知いただくことで、逆潮流契約の解約手続を行うものといたします。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当社はただちに逆潮流契約を解約できるものといたします。
 - イ 当社への事前の通知なく、6（適用条件）のいずれかを満たさなくなった場合で、かつ、当社が書面または電子メール等により当該事実および是正すべき事項を通知したにも関わらず、当該通知の日から一カ月以内（やむを得ない事情がある場合は当社が別途合理的に指定する期間）に当該是正が行われない場合
 - ロ 逆潮流契約の履行に関し、お客さまに著しい不正または不誠実な行為が認められた場合
 - ハ 故意または重大な過失によりお客さまが当社またはメーカー、販売者、賃貸者、サードベンダー等へ損害を与えた場合
 - ニ 原因の如何を問わず、別表に定める対象プランによる需給契約、制御契約または買取契約が終了した場合

ホ お客様の需要場所に設置された当社の指定する蓄電池を故障・撤去等により利用を終了した場合

へ その他、お客様の責に帰すべき事由により、逆潮流契約の履行が困難と当社が判断した場合

(3) 当社は、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令、条例、規則等の制定または改廃等の事由により、逆潮流契約の全部または一部の履行が困難となり、かつ、当該事由の解消の見通しが立たないと判断したときは、お客様との逆潮流契約を解約する場合があります。この場合、原則として解約の3ヵ月前までに書面または電子メール等、当社が指定した方法にてお知らせいたします。

(4) 当社は、法令・制度の変更、この約款に関して当社に生ずるコストの変動その他の事業環境の変化により、逆潮流契約の継続が困難と判断したときは、お客様との逆潮流契約を解約する場合があります。この場合、原則として解約の3ヵ月前までに書面または電子メール等、当社が指定した方法にてお知らせいたします。

(5) 前各項に基づいて逆潮流契約を解約する場合、当社は本件逆潮流設定の解除に係るシステム上の手続（以下「当該解除手続」といいます。）を原則として1ヵ月以内に実施し、当該手続が完了した日をもって解約日といたします。なお、必要に応じて、お客様に当該解除手続への協力をお願いする場合がございます。

(6) 逆潮流契約を解約した場合、制御契約も自動的に解約されることを、お客様はあらかじめ承諾します。

10 契約終了後の措置

(1) 逆潮流契約が終了する場合、当社または当社指定の事業者は、当該解除手続の実施後、制御契約の履行終了に伴い必要となる蓄電池の設定（以下「当該設定」といいます。）を行います。必要に応じて、お客様に当該設定に協力をしていただきます。なお、必要に応じて、当該設定への協力および当該設定に要した実費の負担をお客様にお願いする場合があります。

- (2) お客様が、当社による当該解除手続および当該設定の実施にご協力いただけない場合、当社は、お客様の同意なく当該解除手続および当該設定をお客様の費用負担で実施できるものとします。
- (3) 当社は、一般送配電事業者との間で系統連系に係る変更手続および発電量調整供給の解除に係る手続を行います。お客様は、当該手続にご協力いただくものとします。

11 損害賠償

逆潮流契約の履行および契約終了後の措置にあたって、お客様が当社または第三者（メーカー、販売者、賃貸者、サードベンダーを含みます。）に対し、お客様の責めとなる理由により損害を与えたときは、お客様は、その損害について賠償の責めを負うものといたします。

12 免責事項

- (1) 逆潮流に関連するシステムのセキュリティリスクについて、当社は現在の一般的技術水準に基づいて対策を講じますが、技術水準やセキュリティリスクは常に変化しているため、当該対策に瑕疵が完全でないことを保証するものではありません。
- (2) 当社がお客様や第三者の受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、直接かつ現実に発生した損害に限るものといたします（逸失利益、間接損害、特別損害、二次的損害等に対しては賠償責任を負いません。）。
- (3) 当社は、この約款に明示的に定める場合を除き、第三者（メーカー、販売者、賃貸者、サードベンダーを含みます。）がお客様に販売・リース等した蓄電池に関する不具合や不備等について契約不適合責任その他一切の責任を負いません。
- (4) 蓄電池に関して、当社による製品保証は行いません。
- (5) 当社は、この約款の適用にあたってお客様が需給契約の対象プラン

を変更した場合（他社の契約から当社との需給契約に変更した場合を含みます。）における不利益（光熱費の増減、以前の他社の契約に再申込みできないこと等）について一切の責任を負いません。

- (6) 逆潮流契約の適用開始日が遅延した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (7) 当社は、逆潮流契約およびこの約款に基づき自動適用される制御契約に基づく制御により、蓄電池設置場所の需給契約における電気料金が増額する場合について補償の責めを負いません。
- (8) 当社への事前の申し出（8（承諾事項）（8））なく、他社買取サービスに変更した場合、10（契約終了後の措置）（1）（3）に定める蓄電池からの逆潮流の設定・系統連系手続きおよび発電量調整供給の解除に係る手続き等を当社が実施できず、またこれにより他社買取サービスの適用が遅延または適用不可となる可能性がございます。その場合、お客さまの受けた損害および他社買取サービスを提供する事業者等との間で発生する一切のトラブルについて責任を負いません。

13 約 款 の 変 更

法令・制度の変更、この約款に関して当社に生ずるコストの変動その他の事情により、この約款を変更する必要性が生じたときその他当社が必要と判断したときは、当社は、民法第548条の4にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、買取約款第2条の定めを準用し、逆潮流契約の内容その他の適用条件は、変更後のこの約款によります。

14 そ の 他

- (1) この約款に定めのない事項については、買取約款に定めるところによります。
- (2) この約款および買取約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものとした

します。

附 則（実施期日）

この約款は、2026年6月1日から実施いたします。

別 表 (対象プラン)

エ リ ア	対象となる契約種別
関 東	東京自家消費応援プラン